

第4回宝くじ問題検討会議事概要

- 1 日 時 平成22年10月4日（月） 13時30分～15時20分
- 2 場 所 総務省10階総務省第1会議室
- 3 出席者 神野会長、木内委員、佐藤委員、中村委員、松本委員、佐竹秋田県知事、矢田神戸市長、岡村川口市長、汐見井手町長
- 4 議事次第
 - （1）開会
 - （2）議事
 - ①資料説明
 - ②意見交換
- 5 議事の経過
 - 総務省より、これまでの宝くじ問題検討会の議論の整理、諸外国の宝くじの状況、他の公営ギャンブルの状況、発売等の事務委託の流れについて、全国自治宝くじ事務協議会より、普及宣伝検証PTでの議論について説明を行い、その後質疑及び自由討議が行われた。

（以下、質疑及び自由討議）

- 宝くじの改革の前提として、宝くじは「地方財政資金の調達」がベースである。
- 宝くじの改革を進める基本的視点は、
 - ・ 発売団体をはじめとする地方公共団体のガバナンスを強化
 - ・ 資金の流れをわかりやすくするとともに、意義を明確化し、単純化
 - ・ 経費、とりわけ普及宣伝費をゼロベースで見直し、効率化
- 宝くじの改革の方向は、
 - ・ 地方公共団体のチェック・ルール化
 - ・ 宝くじ資金の流れ、意義の明確化
 - ・ 経費全体の見直し
 - ・ 以上3つの基本的な方向を受けて、収益金の増額、当せん金の配分のあり方について、地方公共団体の自主財源を強化する方向で検討するか。
- 特に宝くじの売上げ増とともに大幅に増加している普及宣伝事業については、徹底して効率化を図った上で、相当程度の縮減を行う必要があるか。

- 普及宣伝事業の抜本的見直しについては、3つの基本的な考え方がある。
 - ・普及宣伝事業の本来の目的は、宝くじの意義についての住民の理解を得るためのものであり、売上げにかかわらず、全国的に行う必要があるもの。そのことがひいては、地方財政資金の調達にも寄与するもの。
 - ・現行の普及宣伝事業は、広報の役割以外に均てん化の役割も担っているが、経費で行っている事業と収益金で行っている事業との区分が不分明であることから、これを抜本的に見直す必要があるのではないか。
 - ・普及宣伝事業については、広報に純化し、経費性を明確にし、事業をゼロベースで見直し、再構築を図ることが必要ではないか。
- 地方公共団体のチェック・ルール化の視点では、発売団体によるガバナンスを強化するため、普及宣伝事業の基本的方針、事業の実施基準の策定（対象事業・団体、助成ルール、事業審査方法など）、事業の効果検証等を行う必要があるのではないか。その場合に、必要に応じて外部の有識者の意見を聴くことも必要か。
- 普及宣伝事業は、発売団体の収益金の活用では達成することができない、全国的に効果があり公共性の高い事業、一般市町村の事業を含めたコミュニティレベルの事業を中心に行うこととするか。
- 普及宣伝事業の名称についても、そうした意義から少し考え直す必要があるか。
- 宝くじ資金の流れの視点では、宝くじ資金の流れを見直し、単純化するか。
 - ・収益金の配分を受けている法人に対する助成
 - ・第三者分配のための助成
 - ・日本宝くじ協会、自治総合センターから同じ公益法人・地方公共団体に対する助成
- 発売団体、助成先法人などにおける情報公開を徹底するか。
- 経費全体の徹底した見直しの視点では、
 - ・事業仕分けで効果が乏しいと指摘のあったDVDなどはどうか。
 - ・宝くじの売上げが減少傾向にあることを踏まえ、普及宣伝事業の総額の決定方式をどう考えるべきか。
 - ・間接経費をチェックし、効率化するか。
- 発売団体助成は、宝くじ資金をもう一度発売団体に戻すということであり、

収益金で行う事業との明確化の観点から、廃止を含めて抜本的に見直すのはどうか。そうした場合、普及宣伝事業が担っていた均てん化の役割は収益金で別途考慮する必要があるか。また、発売団体自らいろいろな形で積極的にPRに努める必要があるか。

- 一般市町村助成については、一般市町村の財政がひっ迫する中、自治会・町内会、文化・芸術活動等々に対する助成はコミュニティレベルに対する広報としての意義を有し、今後とも継続すべきではないか。
- 一般市町村助成は、宝くじの発売権の代替的な性格も有するものであり、発売団体に加え、一般市町村の関わり方をどう考えるべきか。
- 公益法人助成については、
 - ・ 発売団体によるガバナンスの強化
 - ・ 第3者による公益法人に対するチェック
 - ・ 現行の公益法人助成の効果等の検証、対象事業・団体のゼロベースでの見直しが必要ではないか。
- 市町村共同事業への助成は、一般市町村が共同で実施すべき事業について、一般市町村の収益金を持ち寄って行われているものであることから、事業内容や効果等について一般市町村によるガバナンスを強化し、市町村共同事業に対する「会費・負担金」として再構築するか。
- また、仕組みについては、現行の枠組みは継続するのはどうか。
- 発売諸経費については、最小限の経費で最大の効果を上げるよう、徹底して効率化を図るか。
- 発売団体における受託銀行に対する委託事業の執行状況の監査や、再委託のチェックをどうするか。
- 見直し財源の活用については、地方公共団体の自主財源を増やすことをベースにして考えていくべき。
- 発売団体や一般市町村の収益金の増加を図ることが必要ではないか。
- 一般市町村への配分は、現行の水準を維持すべきではないか。

- 当せん金率の向上を図る場合にはどのような方法で行うべきか。
- 見直しのスケジュールについては、
 - ・ いつから実施するか
 - ・ 23年度はどのように進めるか
 - ・ 経過措置をどうするか

普及宣伝事業

- 普及宣伝事業は、宝くじの経費で行われており、この点に十分留意する必要がある。
- 普及宣伝事業は、①広報の役割以外に均てん化の役割も担っていること、②経費で行っている事業と収益金で行っている事業との区分が不明瞭であることから、広報に純化し、経費性を明確化する観点に立って、各種事業をゼロベースで見直し、再構築することが必要ではないか。
- また、普及宣伝事業は、刑法の特例である宝くじの意義を全国あまねく住民に理解してもらうための事業であり、各発売団体の売上げにかかわらず、全国的に行う必要があるのではないか。
- ガバナンスの観点から、発売団体を中心として広く地方団体が関わっていくべき。広報純化の前提で、公益法人助成も含め、どの団体、どの事業に助成するかについてルールを定めるべき。
- 普及宣伝事業は当せん金付証票法第13条の2において「広報」を目的とするとされている。
- 検討会は、発売団体にアドバイスする総務大臣に対してアドバイスするという位置づけ。アドバイスの内容としては、基本方針、ルールの策定について発売団体のガバナンスを強めていくということ。地方団体が共通の意思決定ができていればよい。
- 経費と収益の不分明があることは性質上やむを得ない部分もある。民間企業は「事業の販売促進活動」に対する「宣伝」、公的な活動による「企業イメージのアップ」に対する「広報」とわかりやすいが、地方団体の場合、公的な活動そのものが目的であるためわかりにくくなっている。

- 効果の検証については、住民の理解を深める効果がどれだけあるかを見ていく必要がある。
- 日本宝くじ協会からの公益法人助成件数が平成２２年度で約２００事業と
は多すぎる。事業仕分けをして見直していくべき。
- 再委託についても地方団体が共同で意思決定していく必要がある。
- 基本的には当事者である発売団体がガバナンスを効かしていくべきであり、
全国協議会の中にチェックする機関を作るのか、知事会、指定都市市長会の通
常業務でやるのかなど、その手法・内容については発売団体が判断すべき。
- 公益法人助成について、助成をやめたら法人の存続そのものに影響が出るも
のはあるのか。本来は法人があって、その事業に対して助成をしているので、
存続そのものに影響するとは考えにくい、経緯があり宝くじ資金のみに依存
しているところはないのか。ここがあいまいだと問題。
- あくまでも公益性、住民の理解を得るための広報活動として効果があるかど
うかという視点から効率性を判断し、不適切な事業であればやめるということ
ではないか。
- 普及宣伝事業検証ＰＴの議論にもあるが、「公益性」を十分検証すべき。そ
の観点から基準を作ることが必要。
- 公益法人からスポーツ大会に対する助成を複数年度で受けており、急にやめ
られると非常に困るという声もある。経過措置は考える必要がある。

市町村共同事業

- 市町村共同事業への助成は収益を財源として行われており、基本的には地方
団体が自主的に決定すべきもの。
- 一般市町村のガバナンスを強化し、その意義を明確化する観点に立って、市
町村共同事業に対する会費・負担金として再構築する。
- 事務の効率化・合理化の観点から現行の枠組みを継続する意義はあるのでは
ないか。

- 現行は、それぞれの県の市町村振興協会が一定額を全国市町村振興協会に拠出し、市町村共同事業を行っている。市町村共同事業を再検討し、会費的な性格・負担金的な性格として見直していくべき。

発売諸経費

- 受託銀行が契約しているテレビコマーシャルやポスターについては、収益金の増にも相当つながるという話を聞いたことがある。そうだとすれば、削れば削るだけいいということではなく、専門家で十分に吟味して必要量を確保することが必要。
- 売りさばき業者への再委託費 734 億円の内訳は、大半が売りさばき手数料であり、300 円くじの場合は 6%、200 円くじの場合は 8%、100 円くじの場合は 9% という形で全国協議会で決めている。その他いくらか当せん金の支払手数料もある。
- 宝くじ売場は全部で 1 万 7,000 弱あり、このうち有人の売場は 1 万 2,000 弱ある。売りさばき業者には個人事業主も多いが、銀行や信用金庫、スーパーなどもある。
- 証票作成・整理、システム管理 60 億円の再委託費のうち、証票整理については受託銀行の子会社に再委託している。これは、もともと受託銀行で行っていたがより効率化するために別会社でやっているもの。
- 受託銀行への委託のうち、普及宣伝事業を除いた約 1,200 億円をどれだけ削減できる可能性があるのか。経費節減はかなり厳しいと思うが、ここが財源としては一番大きい。全体の売上げを伸ばすことも大事だが、経費を節減し、収益金や当せん金を上げるのはこの部分しかやりようがない。
- 普及宣伝と広告宣伝の訴求対象は別ではないので、オーバーラップの効果を狙ってもよいのではないか。宣伝費を削るという意味ではなく、経費がかからない形で公益性をアピールする手法を有効に活用したらどうか。

見直し財源の活用

- 一等賞金を引き上げるか中間賞金を引き上げるかは色々議論がある。

- ジャンボ宝くじの一等賞金の引上げについては、法令上限度が決まっており、法令の範囲内で全国協議会が申請し、総務省が許可している。
- 当せん金の累増については、ロト6などの数字選択式くじでそのような仕組みがある。
- 当せん金率と収益金率の合計は約85%であり、今の段階では残りの15%をどうするかという議論。地方公共団体からすれば、当せん金率をあげることは地方財源が減ることになる。いままで地方に回っていた財源を確保することは基本として押さえておく必要。
- オートレースも三連単はあたりにくい分配当金が高く、射幸心をあおることにもなる。一般の買い手からすると、配当金が安くてもたくさん当たる方がよいという考え方もある。
- くじの種類はロト6以降、10年間変わっていない。目新しさがなくなっている中、新しい商品を考えてもいいのではないか。
- 財政状況が厳しい町村にとって自治総合センターのコミュニティ事業は貴重であり、継続を明確に打ち出していくべき。
- 地方公共団体の自主財源である収益金は、増加の方向を明確にすべき。
- 当せん金率の向上と売上げ増につながる方法として、年末ジャンボの一等賞金の引上げが例示されているが、サマージャンボやオータムジャンボについても検討してほしい。
- ガバナンスを効かせる一番よい方法は情報公開を徹底すること。内部チェック・外部チェックの目があることがポイントではないか。
- わかりやすさと克明な情報公開はトレードオフの関係にある。両方大事なのでしっかりやってほしい。
- 宝くじの収益金は税金ではないが税金並みのありがたさがあるし、税金のように使われている。税金に対しては現在使われ方についてわかりやすく、克明に情報公開されているので同様にすべき。

- 事業仕分けでの議論は、宝くじ制度そのものを否定するものではないが、宝くじの収益金の使われ方がオープンになっていない。また、経費については非常に不明朗な点があるとの指摘。収益金と当せん金以外の経費について、明確化することが必要ではないか。
- ガバナンスについては、これまで全国協議会に任せきりだった部分があるが、発売団体も自らのこととして全体をチェックすべき。こういった取組みを通じ、国民に快く宝くじを買ってもらえるような状況を作る必要がある。
- 発売団体が情報公開する前提で考えたときに、収益金は一般財源的に使用しており、宝くじの収益金が財源であることを個別の施設等において分けて表すのは難しいのではないか。
- まずは、全国自治宝くじ事務協議会で全体的なことをわかりやすくかつ克明に情報公開すべき。また、個々の発売団体においても、宝くじの意義・役割について機会あるごとに広報していただきたい。

以上